

# 都市計画変更素案について

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第39号線



ただいまから、東京都市計画道路 幹線街路 補助線街路第39号線の都市計画変更素案について、ご説明します。

なお、これからご覧いただくスライドでは、東京都市計画道路 幹線街路 補助線街路第39号線を「補助第39号線」という言葉を使って、ご説明します。

## 本日の説明内容

1. 補助第39号線の概要について
2. 東京における都市計画道路の整備方針  
(第四次事業化計画)について
3. 計画内容再検討の概要について
4. 都市計画変更素案について
5. 今後の手続きの流れについて

1

本日ご説明する内容は

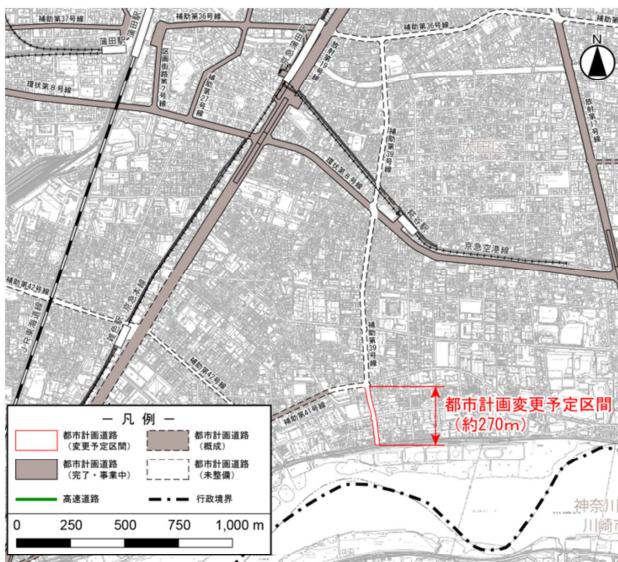
- ・ 補助第39号線の概要について
  - ・ 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)について
  - ・ 計画内容再検討の概要について
  - ・ 都市計画変更素案について
  - ・ 今後の手続きの流れについて
- となります。



## 1. 補助第39号線の概要について

はじめに、補助第39号線の概要について、ご説明します。

## 補助第39号線の概要について



この地図は、国土地理院の承認（平29国開公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1254号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。  
(承認番号) 6都市基街都第168号 令和6年8月21日

■都市計画名称  
東京都市計画道路幹線街路  
補助線街路第39号線

■位置  
大田区東蒲田二丁目  
～  
大田区本羽田一丁目

■延長  
約1,920m

■幅員  
20m (代表幅員)

3

こちらは、補助第39号線の位置図です。

補助第39号線は、大田区東蒲田二丁目を起点とし、大田区本羽田一丁目に至る、延長 約1,920メートルの都市計画道路です。

このうち、赤色の太い線で示した箇所が、都市計画変更の予定区間となっています。

## 2. 東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)について

次に、東京都における都市計画道路の整備方針について説明します。以降の説明では、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を「整備方針」という言葉を使って説明します。

## 東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)について

### ■過去の事業化計画

第一次事業化計画（昭和56年）

第二次事業化計画（平成3年）

第三次事業化計画（平成16年）

概ね10年間ごとに事業化計画を策定

### ■東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）の概要

- 東京都・特別区・26市2町が連携・協働し策定（平成28年3月）
- 将来都市計画道路ネットワークの検証
- 第四次事業化計画（優先整備路線の選定） 等



第四次事業化計画 表紙

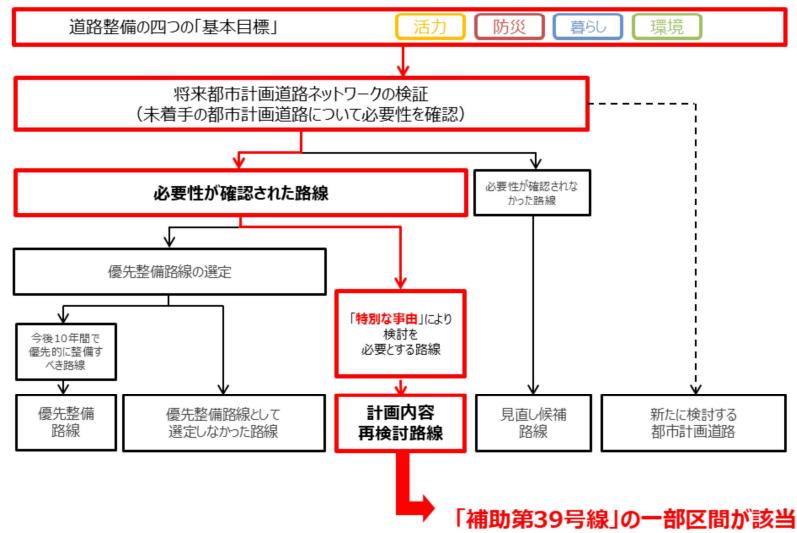
5

東京都、特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的かつ効率的に進めるため、概ね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「都市計画道路の整備方針（事業化計画）」を過去4回にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

また、平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」では、都市計画道路の「将来都市計画道路ネットワークの検証」や「第四次事業化計画」として優先的に整備する路線の選定などが行われています。

## 東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)について

### ■検討の流れ



6

次に、整備方針における検討の流れについて、ご説明いたします。

道路整備の四つの基本目標を踏まえ、始めに未着手の都市計画道路を対象に、15の検証項目に照らして「将来都市計画道路ネットワークの検証」を実施しました。

必要性が確認された都市計画道路の中には、様々な事由により、計画幅員や構造など都市計画の内容について検討を要する路線があり、これらを「計画内容再検討路線」として位置付けました。

## 東京における都市計画道路の整備方針 (第四次事業化計画)について

### ■補助第39号線の位置付け（計画内容再検討路線）

都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、

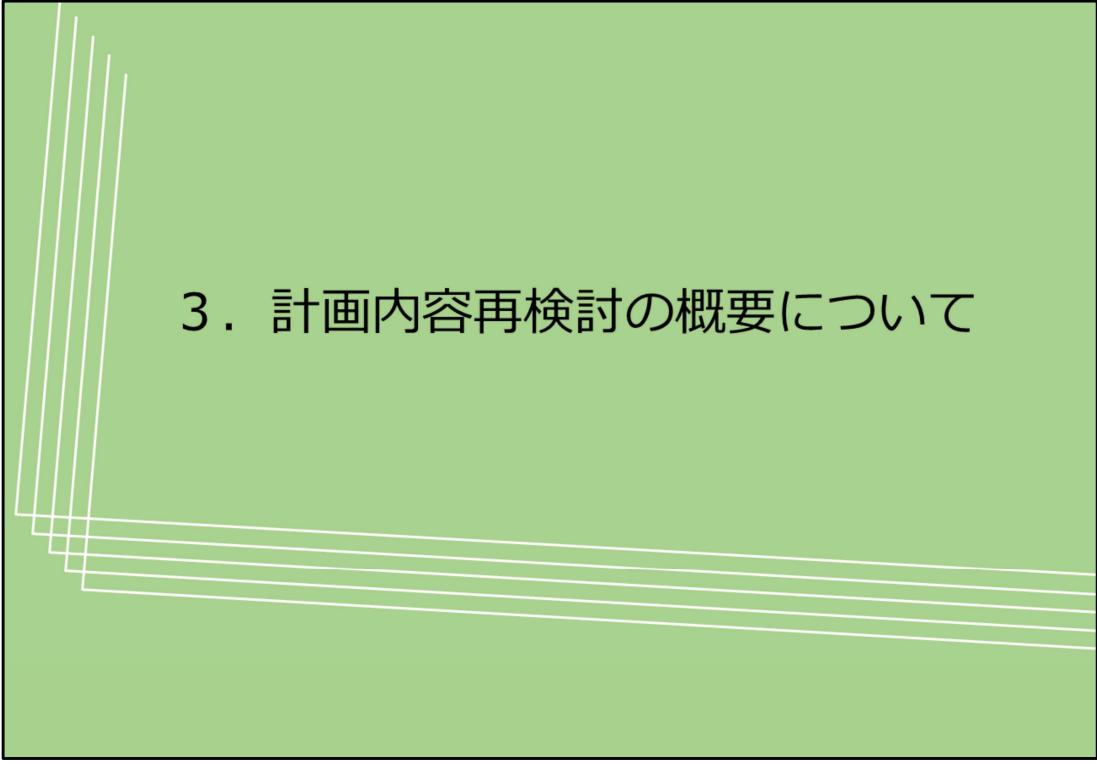
道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要です。



7

補助第39号線の一部区間について、計画内容再検討路線に選定された区間は、図で赤く着色された箇所です。

「都県境で隣接する川崎市と都市計画の不整合が生じていることから、道路ネットワークの在り方などについて検討・調整が必要」とされています。

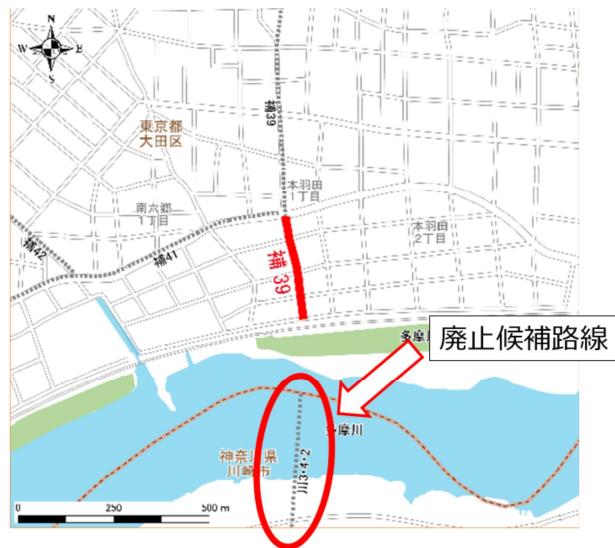


### 3. 計画内容再検討の概要について

次に、計画内容再検討の概要について、ご説明します。

## 川崎市との都市計画の不整合

「都市計画道路網の見直し方針」の改定に伴い、都県境に計画されている川崎都市計画道路3・4・2号中瀬線が廃止候補に位置付けられました。



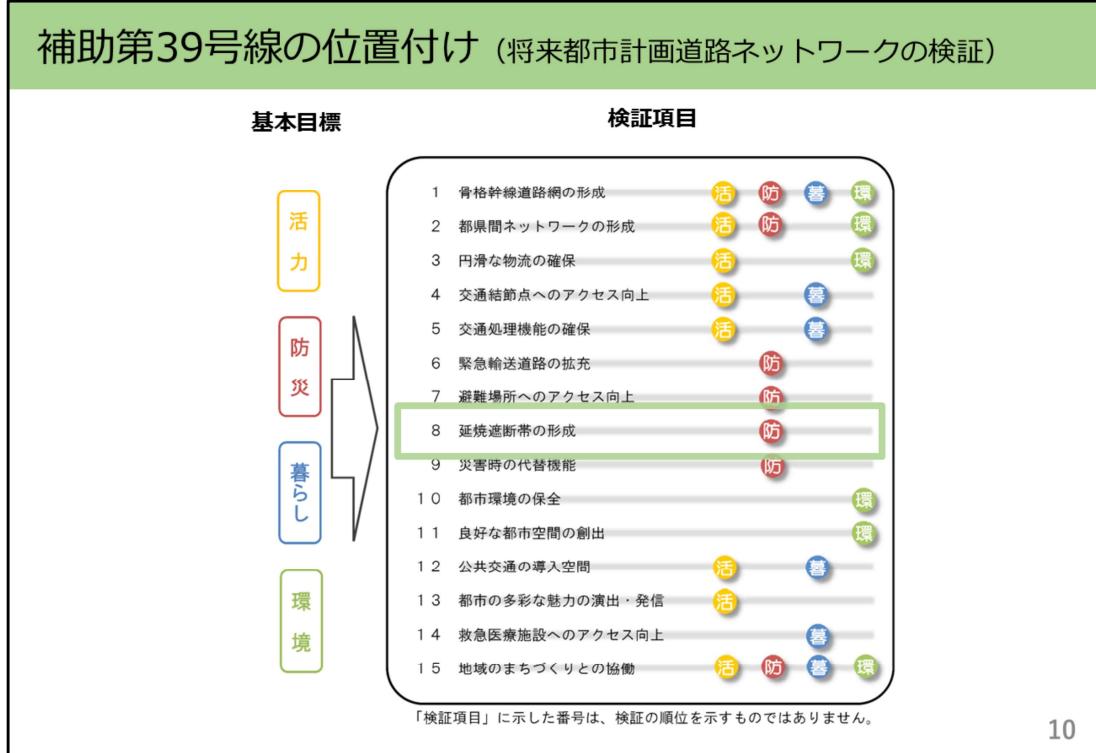
9

まずは、川崎市との都市計画の不整合についてご説明いたします。

川崎市では、平成20年6月に「都市計画道路の見直し方針」を策定しましたが、その後の社会情勢の変化等を的確に捉え、都市計画道路としての機能や役割をあらためて検証し、これまで以上に効率的・機能的な都市計画道路の形成を図ることを目的に平成30年3月に見直し方針を改定いたしました。

その見直し方針の中で、都県境に計画されている川崎都市計画道路3・4・2号中瀬線が廃止候補に位置付けられました。

## 補助第39号線の位置付け (将来都市計画道路ネットワークの検証)



10

次に、補助第39号線の必要性についてご説明いたします。

先ほどご説明した整備方針における「将来都市計画道路ネットワークの検証」を行った結果、補助第39号線は、15の検証項目のうち、「延焼遮断帯の形成」のみで必要性を確認しました。

## 延焼遮断帯の設定

都市計画道路を中心として、河川・鉄道等により、防災生活圏ができるだけ一定の大きさになるようにメッシュ状の配置を検討した結果、令和6年度末に改定された「防災都市づくり推進計画 基本方針」において、補助第39号線は延焼遮断帯としての設定がなくなりました。

基本方針における延焼遮断帯の設定

(平成28年3月)



(令和7年3月)



- 骨格防災軸（都市計画道路等）
- 主要延焼遮断帯
- 一般延焼遮断帯
- 骨格防災軸（河川）
- 河川・海
- 行政区域境界線

11

補助第39号線を必要と評価した「延焼遮断帯の形成」について、都市計画道路を中心として、河川・鉄道等により、防災生活圏ができるだけ一定の大きさになるようにメッシュ状の配置を検討した結果、令和6年度末に改定された「防災都市づくり推進計画基本方針」において、延焼遮断帯としての設定がなくなりました。

以上の検討・調整を踏まえ、補助第39号線の都市計画変更の素案をとりまとめました。

## 4. 都市計画変更素案について

次に、これまでの検討結果を踏まえた、都市計画変更素案について説明します。

## 都市計画変更素案について

### 補助第39号線

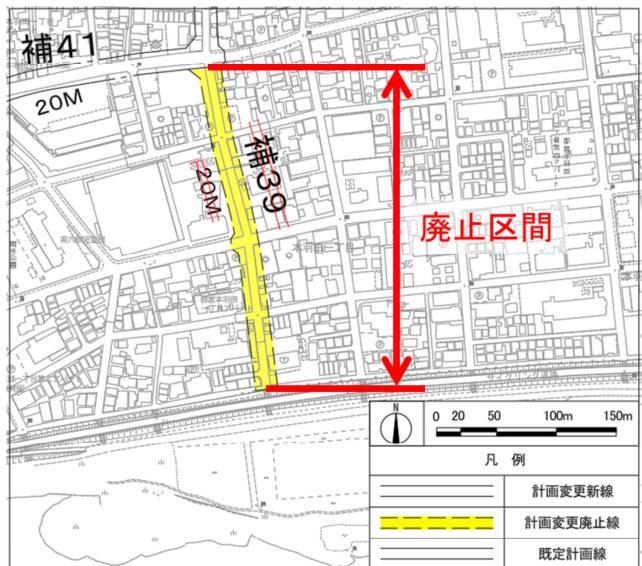
- 一部区間の廃止

補助第39号線の一部区間を廃止します。

- 終点位置の変更

補助第39号線の一部区間の廃止に伴い、終点位置を変更します。

都市計画道路名称	東京都市計画道路 幹線街路 補助線街路第39号線
延長	約1.920m ↓ 約1.650m
変更区間	大田区本羽田一丁目 ↓ 大田区本羽田一丁目

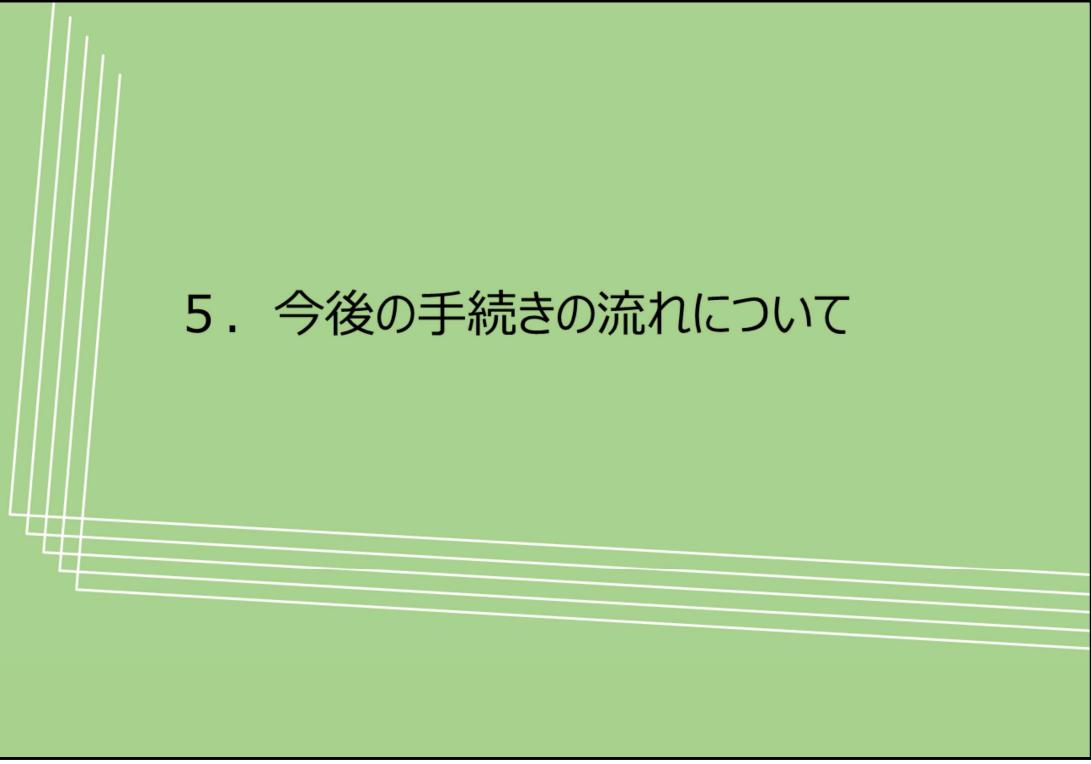


13

今回、補助第39号線の一部区間を廃止します。

図上、黄色の範囲は、都市計画を廃止する区域を示します。

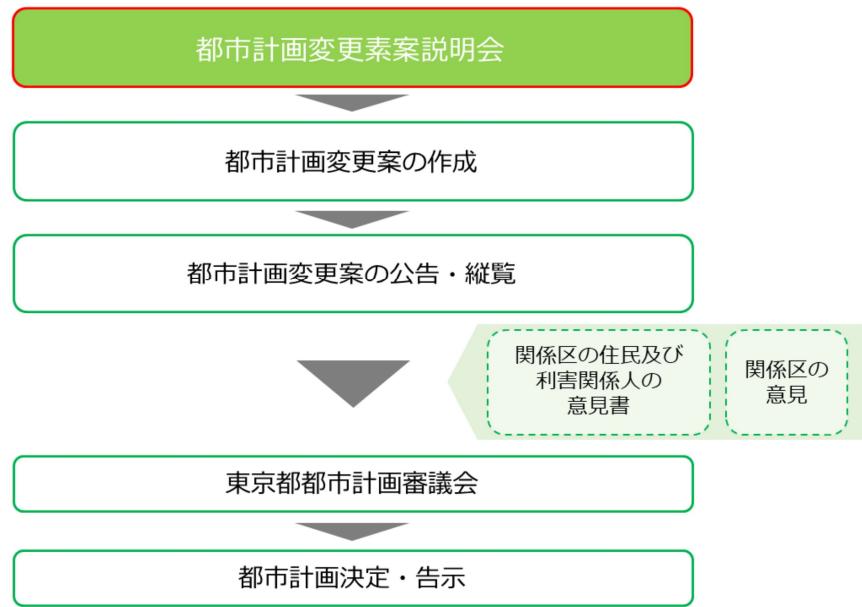
また、補助第39号線の一部区間の廃止に伴い、終点位置を変更します。



## 5. 今後の手続きの流れについて

最後に、今後の手続きについて、ご説明します。

## 今後の手続きの流れについて



15

本日の都市計画変更素案説明会は、このスライドの赤色で示した部分になります。  
本日の説明会での皆様からのご意見などを参考にして、今後、都市計画変更案を作成し、公告・縦覧を行います。この縦覧を行っている間、ご意見がある方は意見書を提出することができます。

その後、都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画変更の決定・告示となります。

## 問い合わせ先

○補助第39号線の都市計画に関すること



東京都

東京都 都市整備局 都市基盤部 街路計画課

区部街路計画総括担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第二本庁舎11階南側

電話：03-5388-3291

16

最後にお問い合わせ先についてです。

本日の説明会に関するることは、東京都都市整備局 都市基盤部 街路計画課  
区部街路計画総括担当にお問い合わせください。



ご理解いただきますよう、  
よろしくお願ひ申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。



本日の説明は以上となります。

皆様のご理解をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。